鹿屋市告示第 134 号

ＤＶ被害者の鹿屋市営住宅への入居に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　3　月　31　日　　決　裁

ＤＶ被害者の鹿屋市営住宅への入居に関する要綱の一部を改正する要綱

ＤＶ被害者の鹿屋市営住宅への入居に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第５条中第３項を削り、第４項を第３項とする。

第６条中「条例第６条第１項」を「条例第６条」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。